参考資料１

公共私の連携関係資料

地域運営組織の概要

- ○ 自治会・町内会等の地縁による団体は、昨今、地域のつながりの希薄化から加入率が低下しており、担い手不足により活動の持続可能性の低下が課題となっている。
- ○ 他方で、地域においては、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど地域として対応すべきニーズが変化・複雑化する中で、地縁団体や地縁団体の連合組織等が母体となる形で組織され、福祉活動団体や防犯・防災関係団体、老人クラブや子ども関係団体など各種地域団体が参画する「地域運営組織」が地域課題の解決に向けた様々な活動を行っている。

○団 体 数　：令和４年度は地域運営組織が全国で7,207団体が確認され、令和３年度（6,064団体）から1,143団体増加（18.8%増）し、平成28年度に比べて約２倍以上に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は853市区町村であり、令和３年度（814市区町村）から39市区町村増加（4.8%増）

○組織形態　：法人格を持たない任意団体が90.9%、NPO法人が3.9%、認可地縁団体が2.3%

○構成団体（複数回答）　：自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.2%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.7%）、「地域の子ども・青少年育成に関わる団体」（50.6%）が続く。

○活動拠点　：活動拠点を有する団体が95.3%、このうち66.5%が公共施設を使用

○活動内容（複数回答）　：祭り・運動会・音楽会などの運営（68.4%）が最も多く、交流事業（66.8%）、健康づくり（60.2%）、防災訓練・研修（59.1%）などが続く。

○収　　入（複数回答）　：収入源（第１位から第５位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.0%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.2%

（単位：団体）

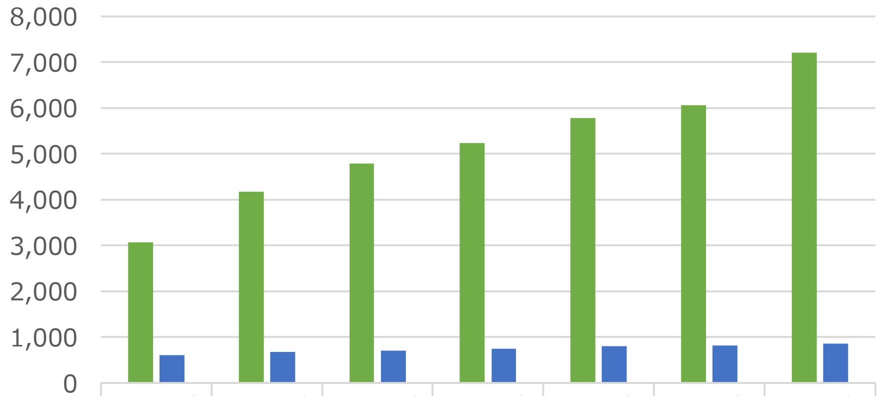

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域運営組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783	6,064	7,207
市区町村数	609	675	711	742	802	814	853

※令和４年度 総務省調査（市区町村：1,730団体、地域運営組織：7,207団体が回答）

地域運営組織の持続的運営に向けた課題

○ 地域運営組織においても、自治会・町内会等と同様に、人口減少や高齢化等の影響により、担い手となる人材の不足に直面。

○ 総務省の令和４年度調査によれば、地域運営組織の活動上の課題については、「担い手の不足」が76.1%を占め、最も多く、その他「団体の役員・スタッフの高齢化」（56.7%）、「次のリーダーとなる人材の不足」（56.2%）、「活動資金の不足」（36.1%）等であった。

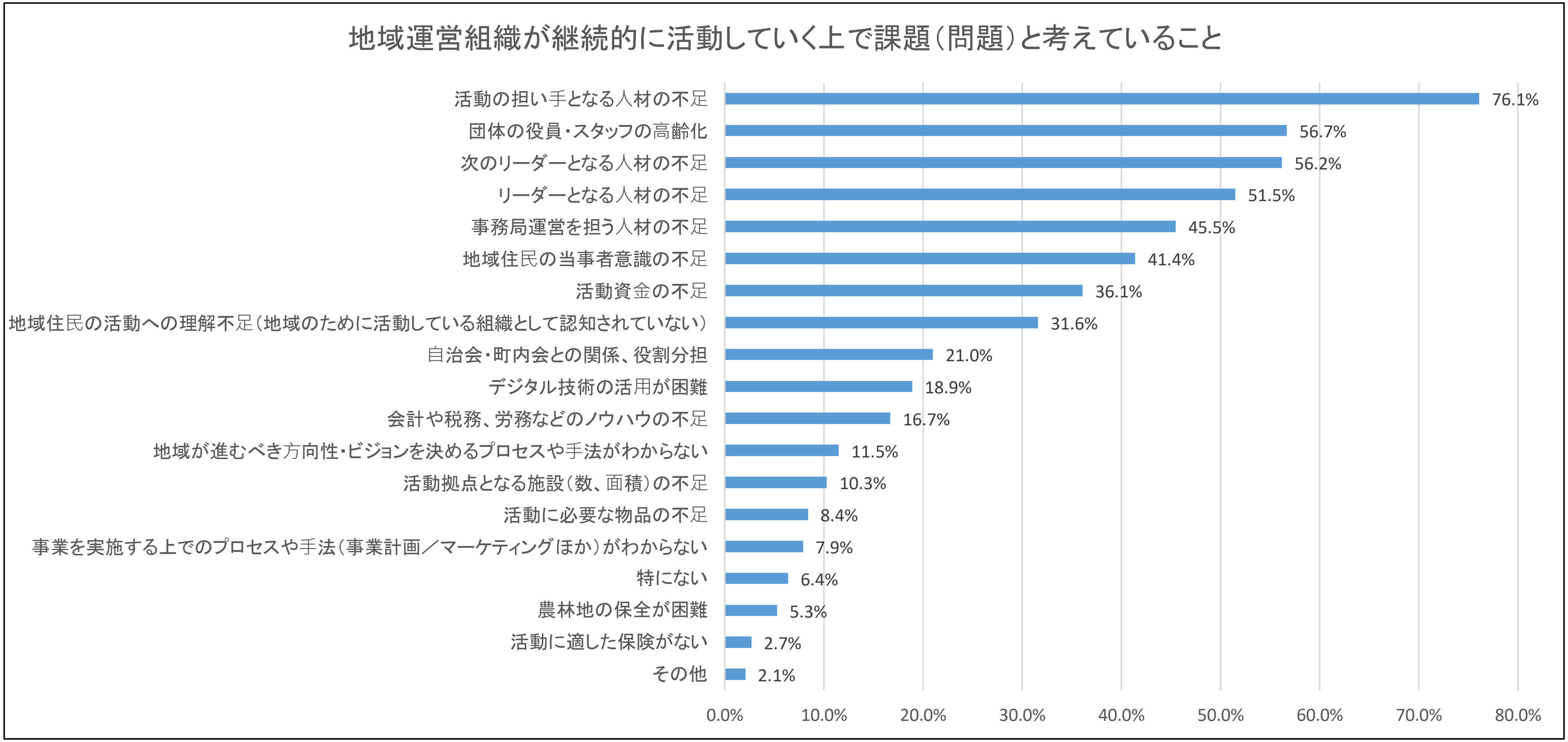

※令和４年度 総務省調査（市区町村：1,730団体、地域運営組織：7,207団体が回答）

地域運営組織の課題解決に向けて期待される支援

第16回専門小委委員会資料

○ 地域運営組織が行政に対して支援を期待するものとしては、「活動資金の不足」が31.2%、「活動の担い手となる人材の不足」が30.5%、「事務局運営を担う人材の不足」が20.9%であった。

○ 地域運営組織の継続的運営を確保していくために、行政側として実施が必要と考えている支援としては、「助成金等の活動資金支援」が70.9%、「人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成」が54.9%、「行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」が39.7%であった。

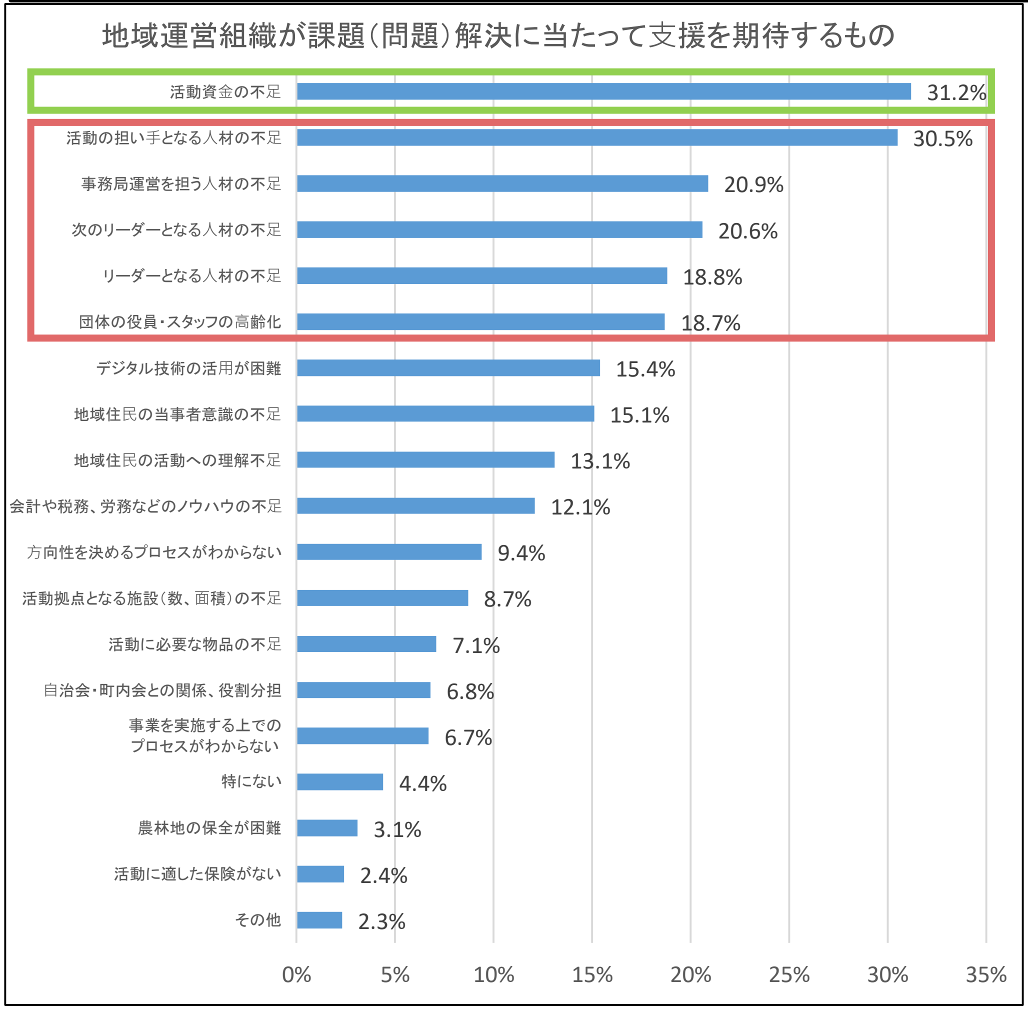

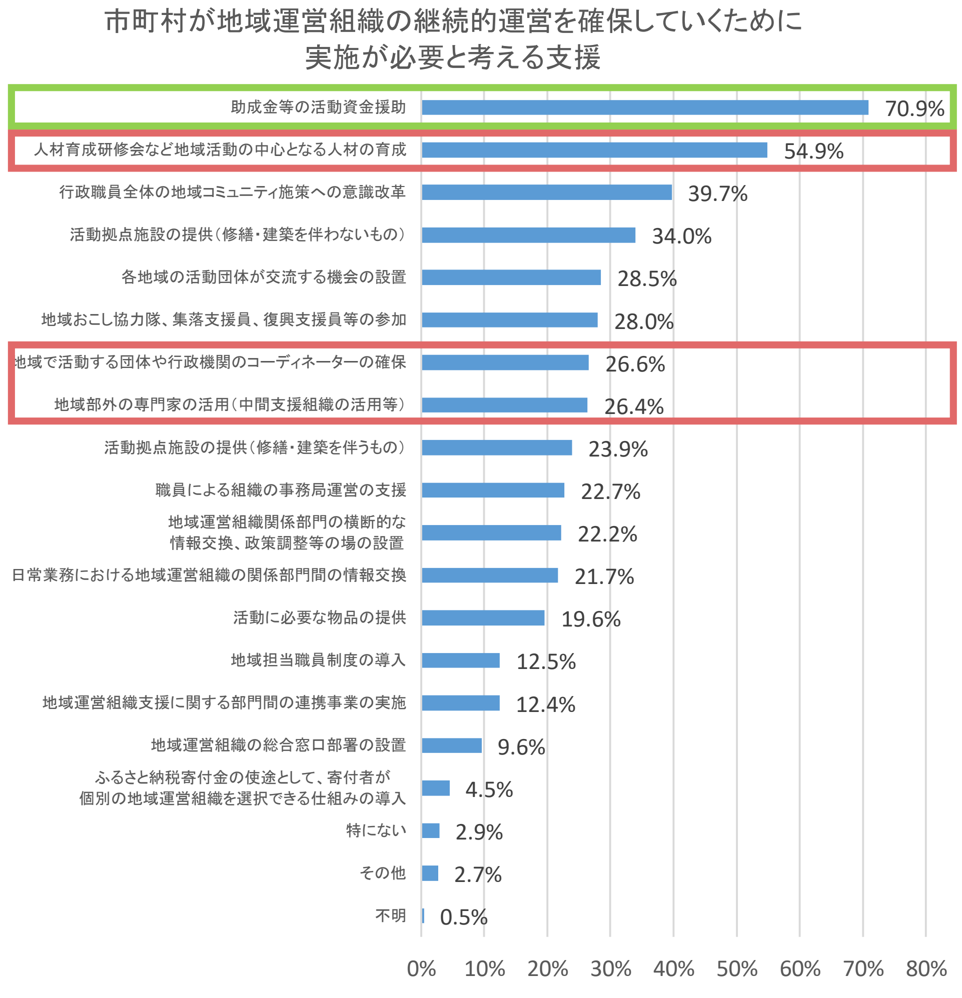

※令和４年度 総務省調査（市区町村：1,730団体、地域運営組織：7,207団体が回答）

地域運営組織の設立・運営に関する財政支援策

○　将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）を図る観点から、地域運営組織の持続的な運営等に必要な経費について平成28年度から地方財政措置を講じている。

○　令和４年度からは、孤独・孤立対策として、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費について、対象経費に追加している。

令和５年度における地方財政措置

１．住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

(1) 地域運営組織の運営支援
① 運営支援に関する経費（措置対象：事務局人件費　等）…普通交付税
② 形成支援に関する経費（措置対象：ワークショップ開催に要する経費　等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費　等）　…普通交付税

※令和４年度からは、孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加している。
※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

２．地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】
自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費
（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費　等）　…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

地域自治区制度の概要（地方自治法第202条の4）

※　平成16年の地方自治法改正により創設

趣旨等	・住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見をとりまとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置くもの。 ・市町村に地域自治区を置く場合、当該市町村の全域に置かなければならない。（合併時は例外） ・住居表示に地域自治区の名称を冠することとはされていない。（合併時は冠する） ・法人格なし。
地域協議会の権限	・条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等について市町村長が意見聴取／市町村長等に対する意見具申権。 （重要事項の例） ・　区域内の公の施設の設置及び廃止 ・　区域内の公の施設の管理のあり方 （意見を述べることができる事項の例） ・　地域福祉に関する事項 ・　地域の環境保全に関する事項
地域協議会の構成員	（選任） ・地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任。多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 （任期） ・４年以内において条例で定める期間。
設置期間	・制限なし。 （合併時は、合併協議で定める期間）
事務所	・あり。市町村の事務を分掌するとともに地域協議会の事務を処理。 ・事務所長にかえて、区長を置くことはできない。（合併時は可）
予算編成権	・なし。市町村において地域自治区に係る予算を措置。

認可地縁団体制度の概要（地方自治法第260条の２）

1．制度の概要

(1) 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。
また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

(3) 市町村長による認可要件

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項（法律で義務付けられているもの）
目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

2．認可状況

平成30年4月1日現在：51,030団体 （全国の市町村の85%に所在） ※参考：地縁団体数296,800 団体（総務省調べ）

3．主な特徴

(1) 構成員

○ 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
○ 構成員は個人のみが対象であり、団体は構成員となることができない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

(2) 総会等

○ 総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際には困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

(3) 活動内容

○ 地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。
活動例：区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動、防災・防火活動、交通安全・防犯活動等

自治会･町内会等（地縁による団体）について

○ 「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」をいう（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）。

○ 全国調査によると、平成22年度から令和２年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、平成22年度に78.0%であったのが、令和2年度では71.7%となっており、6.3ポイントの低下となっている。

○ 「地縁による団体」が、地域的な活動を円滑に行うため、権利能力（法人格）を取得する制度として、地方自治法の規定に基づく認可地縁団体制度がある（団体数：51,030団体）。

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	131,679	67,869	17,937	4,960	3,426	37,098	33,831	296,800
構成比	(44.4)	(22.9)	(6.0)	(1.7)	(1.2)	(12.5)	(11.4)	(100.0)

出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果（H30.4.1時点）」(注)構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計しても100とならない。

自治会･町内会等の主な活動

区　分	割合(※)
住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）	88%
区域の環境美化･清掃活動	85%
集会施設の維持管理	79%
防災･防火	43%
交通安全、防犯	34%
文化･レクリエーション活動	33%
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	28%
スポーツ･レクリエーション活動	28%
道路、街路灯等の整備･修繕等	17%
行政機関に対する要望、陳情等	13%
独居老人訪問等社会福祉活動	13%
慶弔	7%

（※）H25～H29年度の間に認可（法人化）された地縁団体（6,927団体）のうち、当該活動を規約の目的に定めている割合

600市区町村における自治会･町内会等の加入率の平均

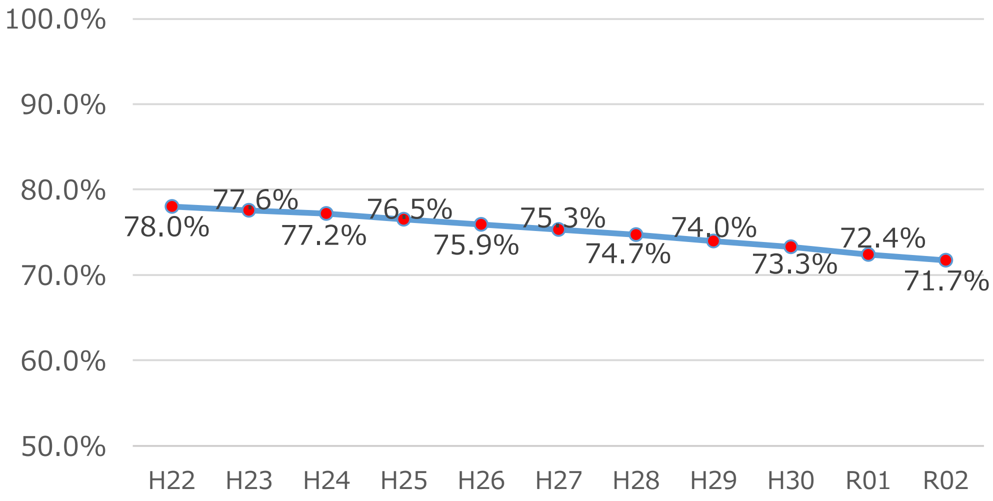

出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査（R3.7）」に基づき作成（自治会･町内会等の加入率（世帯単位）について回答のあった600市区町村における単純平均）

自治会等の持続可能性の向上に向けた行政協力業務の見直し

第16回専門小委員会資料

○ 内閣府調査によれば、市区町村が自治会のために今後取り組むべき必要がある事項として、「行政からの依頼事項の見直し」が最多の回答であった。

○ いわゆる「行政協力業務」のあり方については、自治会・町内会等の負担軽減に結びつけるために、行政協力業務に関する総合的な見直し、いわば棚卸しを行う必要性があり、市区町村に取組事例も出てきている。

【自治会のために今後取り組むべき必要があること】

1位	行政からの依頼事項の見直し	18.4%
2位	（財政的支援）特定の目的・活動に対する助成	12.2%
3位	（会長役員等研修）組織運営等（マネジメント研修等）	10.2%
4位	（会長役員等研修）防災・防犯	10.2%
5位	（財政的支援）一般的な活動費支援	9.4%
6位	（人的物的支援）自治会担当市区町村職員による人的支援	6.5%

出典：内閣府「地域活動における男女共同参画の推進に関する実践的調査研究検討会による調査」（平成28年11月）に基づき作成

【行政協力業務の見直しに関する市区町村の取組事例】

（自治会等以外の主体との連携）

➢ ごみステーションの清掃や広報誌の配布をシルバー人材センターに委託。（加古川市、八王子市）

➢ 一定の要件を備えたマンション管理組合を町内自治会と同様の組織として位置づけられるようにし、行政から回覧や業務委託を直接行うこととしている。(千葉市)

（部局横断的な見直し）

➢ 庁内で自治会に対する依頼事項を調査し、削減に関する検討・協議を実施している。（鳥取県鳥取市、大阪府大阪狭山市）

➢ 行政協力業務の見直しに向けた庁内調査を実施し、行政区長に依頼をしている様々な業務の洗い出しを行った。この調査は、行政区長へ依頼をしている担当課に対し、自治会の負担軽減について、気づきを与えることも狙っており、調査内容を精査し、今後の取組を検討。（福岡県筑後市）

➢ 自治会等への依頼ガイドラインを設け、例えば、回覧・掲示や委員就任の依頼基準を定めることで、自治会等の過度な負担の軽減に努めている。（川崎市）

出典：総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書」（令和4年4月）及び
総務省「令和4年度地域コミュニティに関する意見交換会等の概要」（令和5年3月）